

確定拠出年金の施行・運用状況 等

確定拠出年金の施行状況

○ 企業型年金の規約数等

企業型年金承認規約数	5,262件(新規承認規約数 67件)
企業型年金加入者数	約5,907千人(新規加入者 45,511人) ※平成29年1月末現在速報値
実施事業主数	25,265社(新規加入事業主数 422件)

(うち、総合型*:承認規約数:121件、実施事業主数:12,092社)

*現時点で把握しているものを暫定的に集計したもの。
なお、総合型は、複数の事業主で実施している企業型年金のうち、実施している事業主の間に、人的・資本的関係がないと思われるものを集計した。

○ 個人型年金の加入者等

第1号加入者	81,682名(うち当月新規加入者 3,307人)
第2号加入者	293,286名(うち当月新規加入者 43,694人)
うち共済組合員	32,017名(うち当月新規加入者 23,288人)
第3号加入者	3,981名(うち当月新規加入者 2,019人)
計	378,949名(うち当月新規加入者 49,020人)
事業所登録	207,968事業所

(注1)新規加入者とは、前月21日から当月20日までの間に国民年金基金連合会で加入申出書を受付け、当月末までに入力処理した件数をいう。

(注2)個人型年金の第2号加入者(厚生年金保険の加入者)となる場合は、あらかじめ使用されている適用事業所の登録を行う必要がある。

○ 企業型年金事業主数

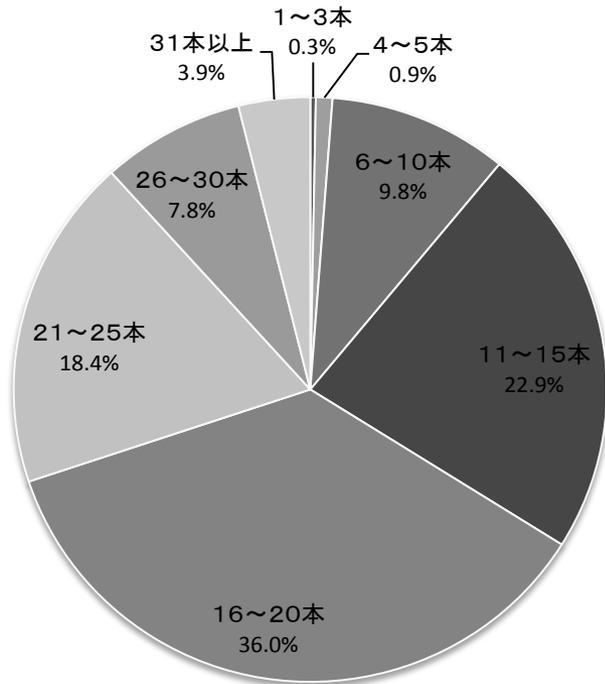
規約単位の事業主数		(5,262件)	
(単独)	1社	3,187件	(60.6%)
(共同)	2社以上~10社未満	1,803件	(34.3%)
	10社以上~100社未満	247件	(4.7%)
	100社以上	25件	(0.5%)

※企業型年金は、1つ(上記では「単独」が該当)又は複数(上記では「共同」が該当)の事業主で、1つの規約を実施する。

運用商品の選定状況(企業型年金)

<運用商品の平均採用数>

平均提供数 18.4本



<投資対象ごとの本数(平均値)>

投資対象ごとの本数(平均値)	平均値
①元本確保型商品	4.7
*内預金型	2.4
*内保険商品型	2.3
②主に日本株式の投資信託	3.4
*内パッシブ	1.3
*内アクティブ	2.1
③主に日本債券の投資信託	1.4
*内パッシブ	1.0
*内アクティブ	0.5
④主に外国株式の投資信託	2.3
*内パッシブ	1.3
*内アクティブ	1.0
⑤主に外国債券の投資信託	1.8
*内パッシブ	1.2
*内アクティブ	0.6
⑥複数資産に投資するバランス型投資信託	4.1
*内パッシブ	2.4
*内アクティブ	1.7
⑦ターゲットイヤー型投資信託	0.2
⑧その他	0.7

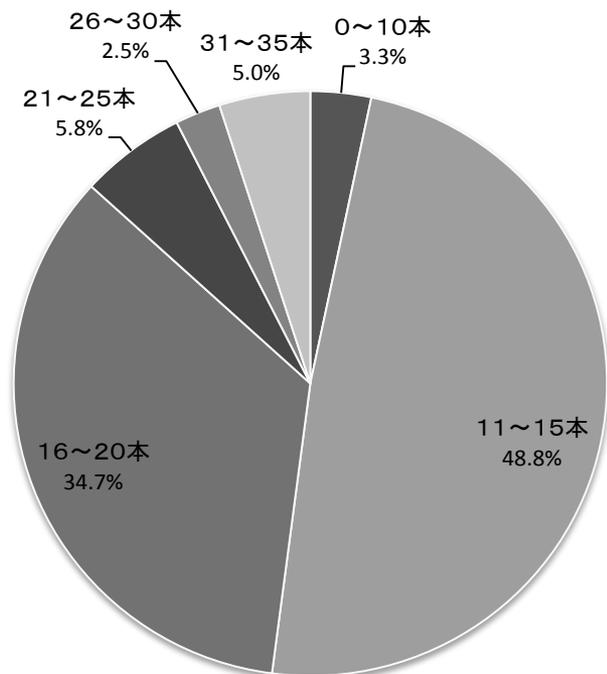
⑧その他の内訳:

MMF、不動産投資信託(REIT)、新興国(エマージング)債券・株式、コモディティ(純金ファンド等)、リスクコントロール型、等

総合型(企業型年金)の運用商品の選定状況

<運用商品の平均採用数>

平均提供数 16.8本

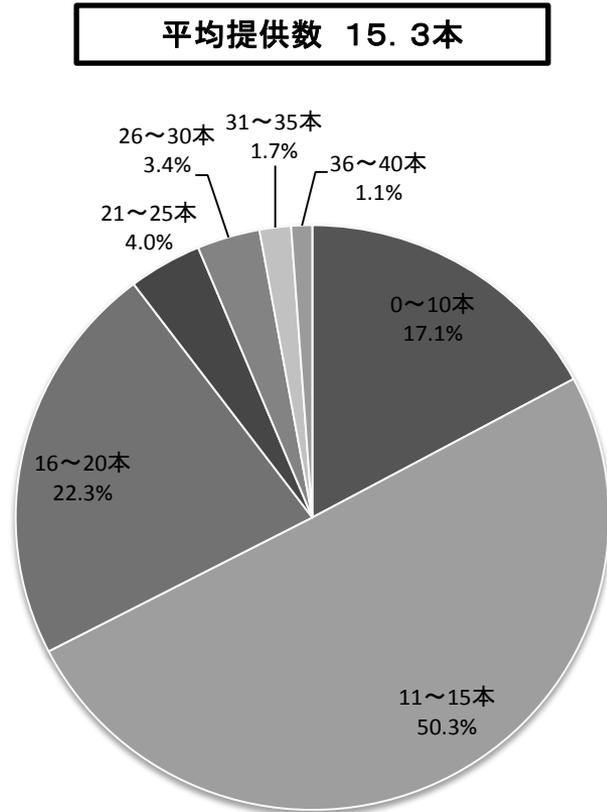


<運用商品ごとの本数(平均値)>

運用商品	平均本数
預金	1.8
生損保	1.5
投資信託等	13.6

運用商品の選定状況(個人型年金)

<運用商品の平均採用数>



<投資対象ごとの本数(平均値)>

運用商品	平均本数
令第15条第1項第1号(預金、貯金)	2.9
令第15条第1項第4号(生命保険)	0.2
令第15条第1項第4号(生命共済)	0.0
令第15条第1項第5号(損害保険)	0.4
令第15条第1項第3号(投資信託等)の分類	
金融債	0.0
国内株式	2.8
海外株式	1.4
内外株式	0.2
国内債券	1.2
海外債券	1.3
内外債券	0.0
国内不動産(REIT)	0.1
海外不動産(REIT)	0.1
内外不動産(REIT)	0.0
資産複合(国内バランス)型	0.2
資産複合(海外バランス)型	0.0
資産複合(内外バランス)型	4.3
MMF	0.1
その他	0.0

※平均は、運営管理機関ごとではなく、個人型年金の各プランごとのもの

運用商品の提示プロセスについて(企業型年金)

- 事業主は、規約には運用の方法の提示に関する事項を定める。
- 運営管理機関は、定められた規約に従って、運用商品のラインナップを決定。

1. 労使間で十分な協議を行い合意を得た上で、運用の方法の範囲について、以下の

①・②いずれかの通りに規約で定める。(DC法第3条第1項、DC法第3条第3項第8号)

(企業年金国民年金基金課長通知「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」)

<商品の選定・提示を事業主が行う場合のみ>

①規約には、具体的な金融商品名
(A銀行の定期預金など)を示す。

【具体例】

加入者が選定することができる運用商品は、以下の金融商品とする。

・A銀行の定期預金 ・B銀行の割引金融債 ・自社株 ……

②規約には、金融商品の類型(例:定期預金、投資信託など)及び数のみ定める。

(具体的な金融商品名は運営管理機関が選定)

【具体例】

加入者が選定することができる運用商品は、以下の商品類型の中から運営管理機関が選定したそれぞれ2つずつの金融商品とする。

・普通銀行の定期預金 ・国内株式型投資信託 ・変額個人年金 ……

2. ②の場合*、運営管理機関は、労使合意に基づいて定められた規約に従って運用商品を決定。(DC法第23条第1項)

* ②の場合が一般的。

※ 実際には、運営管理機関は運用商品を単独で決定せず、事業主と相談した上で決定する場合が一般的。

【②の場合の具体的な商品選定から提示まで(イメージ図※)】

ステップ1

運営管理機関は規約をもとに運用商品のラインナップを選定し事業主に提案

ステップ2

事業主は提案された運用商品のラインナップを検討

ステップ3

事業主は検討した運用商品のラインナップを労使合意で決定

ステップ4

運営管理機関は決定した運用商品のラインナップを従業員に提示

※ 実際には個社による。